

## 宇都宮市食育応援キャラクター「忍者食丸くん」着ぐるみ使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市の食育を推進するためのキャラクター「忍者 食丸くん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者に着ぐるみを貸し出すものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び教育機関
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）
- (3) 宮っこ食育応援団登録団体
- (4) その他市長が適当と認める者

(使用申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望するものは、「忍者 食丸くん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を、使用を希望する日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を希望する日の6月前から受け付けるものとする。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、審査の結果について、原則として使用を希望する日の1月前を目途に、当該申請書を提出した者に対し、「忍者 食丸くん」着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）又は「忍者 食丸くん」着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合であって、必要があると認めるときは、当該使用承認に条件を付すことができる。

(使用承認基準)

第5条 市長は、次に掲げるものに該当する場合は、「着ぐるみ」の使用を承認することとする。

- (1) 市の食育の推進に寄与するもの。ただし、市のPRに資する行事、市との連携協力の下に開催する行事等、公益的観点から適当と判断できる行事については、この限りでない。
- (2) 営利目的の活動でないもの
- (3) 政治的又は宗教的でないもの
- (4) 法令又は公序良俗に反しないもの
- (5) 公共性又は公益性のあるもの
- (6) その他許可するものとして不適切でないもの

(使用承認の期間)

第6条 「着ぐるみ」の使用承認の期間は、使用を開始した日から5日以内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第7条 「着ぐるみ」の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること
- (2) 「着ぐるみ」を第三者に譲渡又は転貸しないこと
- (3) 「着ぐるみ」のデザインを変更して使用しないこと
- (4) 使用承認期間を遵守すること
- (5) 「着ぐるみ」の使用及び使用後の手入れについて、別記の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 営利目的の活動に使用しないこと。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動として市長が認めるものを使用する場合は、この限りでない。
- (7) その他市長が特に条件を付した場合は、その条件に従って使用すること。

(原状回復)

第9条 使用者は、借用期間が終了したときは、「着ぐるみ」を点検整備し、原状に復して返還しなければならない。

- 2 「着ぐるみ」を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(使用承認の取消等)

第10条 市長は「着ぐるみ」の使用に関して、不適切な使用を行っているとは判断する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、「忍者 食丸くん」着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、使用者の「着ぐるみ」の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者が故意又は重大な過失により「着ぐるみ」を滅失し、又は毀損したときは、その損害を市に賠償しなければならない。
- 3 「着ぐるみ」の使用によって、使用者が受けた損害又は使用者が第三者に与えた損害については、使用者がすべての責任を負うものとする。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、「着ぐるみ」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は平成26年11月1日から施行する。

## 宇都宮市食育応援キャラクター「忍者食丸くん」着ぐるみ使用上の注意

### 1 使用前

- (1) 着ぐるみは視界が狭いため、介助者を付けること。  
※中に入る人の身長は、160cm～170cm位が適しています。
- (2) 着用時間が長時間に及ぶことのないようにすること。(熱中症の恐れあり)
- (3) 運搬には、「幅63cm×高さ53cm×奥行き50cm」の頭部、「長さ120cm」の箸が積み込める車両を用意すること。  
※貸し出しから返却までの運搬は、使用者でお願いします。

### 2 着用中

- (1) 着用の際は、着ぐるみに汗が直接染みこまないよう、長袖、長ズボン、靴下を着用し、頭部はバンダナや手ぬぐい、タオルなどで覆うこと。
- (2) 「忍者 食丸くん」のイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。
- (3) 着用中は声を出さないこと。
- (4) 火気のそばでは使用しないこと。
- (5) 雨雪時は屋外で使用しないこと。使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止し、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (6) 水たまりやぬかるんだ箇所は歩かないこと。
- (7) 動作の際は、周囲の安全に十分配慮すること。(特に、箸の扱いに注意すること。)

### 3 使用后

- (1) 黒の上着・ズボンは洗濯し、直射日光は避け、風通しのよい場所で、十分に乾燥させること。
- (2) 緑の上着・ズボン、手袋、頭は消臭スプレーを使用し、直射日光は避け、風通しのよい場所で、十分に乾燥させること。
- (3) 靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。
- (4) 何らかの要因で大きく汚れた場合は、クリーニング店に相談し対応すること。

### 4 その他

貸出の際に装着方法等について説明します。